

平成18年5月18日

各 位

本社所在地 東京都港区赤坂8丁目4番14号
会社名 クラビット株式会社
(コード番号: 4347)
代表者 代表取締役社長 橋本太郎
問合せ先 取締役 加納 彰
財務経理本部長
電話番号 03-6439-3983

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、平成18年6月16日開催予定の第10回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告の方法について、電子公告制度を採用し、周知性の向上および公告掲載費用の削減を図るため、現行定款の第4条(公告の方法)につき所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、変更案の第4条(機関)を新設するものであります。

会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案の第7条(株券の発行)を新設するものであります。

会社法施行により株主総会の招集地が自由化されたことに伴い、より多くの株主の皆様へ株主総会へご出席いただくため、利便性等を踏まえ、変更案の第13条(招集地)を新設するものであります。

株主総会参考書類の一部等につき、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)第94条及び第133条第3項ならびに「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)第161条第4項及び第162条第4項にもとづきインターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、コスト削減等に資することができるよう、変更案の第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするため、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)第63条第5号にもとづき現行定款の第14条(議決権の代理行使)に所要の変更を行うものであります。

会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案の第 25 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役の招聘に資するとともに、また社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、変更案の第 36 条第 2 項を新設し、社外監査役との間にあらかじめ責任限定契約を締結することができる旨の規定を置くものであります。

その他、必要な規定の新設又は削除、用語、定款上で引用する条文及び字句の修正を行うものであります。

上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 18 年 6 月 16 日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 16 日（金曜日）

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。 （下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
第 1 章 総則 < 新設 >	第 1 章 総則 （ <u>機関</u> ） 第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>
（ <u>公告の方法</u> ） 第 4 条 <u>当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</u>	（ <u>公告方法</u> ） 第 5 条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第 2 章 株式 （ <u>発行する株式の総数</u> ） 第 5 条 <u>当社の発行する株式の総数は、1 億 2 , 8 0 0 万株とする。</u>	第 2 章 株式 （ <u>発行可能株式総数</u> ） 第 6 条 <u>当社の発行可能株式総数は、1 億 2 , 8 0 0 万株とする。</u>
< 新設 >	（ <u>株券の発行</u> ） 第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>

現行定款	変更案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、100株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に関わる株券を発行しない。</u>ただし、<u>株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3. 当社の<u>株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の<u>株主名簿(実質株主名簿を含む。)</u> <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は毎年3月31日の最終の<u>株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算</u></p>	<p>< 削除 ></p>

現行定款	変更案
<p>期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	
<p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p>	<p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>
<p><新設></p>	<p>(招集地)</p> <p>第13条 当会社の株主総会は、東京都区区内で開催する。</p>
<p><新設></p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p><新設></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することが</p>

現行定款	変更案
<p>過半数をもって決する。</p> <p>2. <u>商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。</u></p>	<p><u>できる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第 15 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が、これに記名捺印または電子署名をしなければならない。</p>	<p>< 削除 ></p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 16 条 当会社の取締役は 8 名以内とする。</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第 19 条 < 現行通り ></p>
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、その就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p>2. 補欠または増員により選任された取</p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>< 削除 ></p>

現行定款	変更案
<p><u>締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	
<p>(代表取締役および役付取締役) 第19条 <u>代表取締役は取締役会の決議により選任する。</u> 2. <u>取締役会の決議をもって、取締役の中から社長1名を選任し、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> 2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、また必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集および議長) 第20条 <u>取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知) 第21条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、その期間を短縮することができる。</u> 2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法) 第22条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>< 削除 ></p>
<p>< 新設 ></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録) 第23条 <u>取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録して、出席した取締役および監</u></p>	<p>< 削除 ></p>

現行定款	変更案
<p><u>査役がこれに記名押印または電子署名をしなければならない。</u></p>	
<p>(取締役会規程) 第24条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(取締役会規程) 第26条 <現行通り></p>
<p>(取締役の責任免除) 第25条 <u>当社は、商法第266条1項5号の行為に関する取締役の責任につき、当該取締役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内で賠償の責めに任ずるべき額を免除することができる。</u> 2. <u>当社は、商法第188条2項7号ノ2に定める社外取締役との間で、商法第266条1項5号の行為に関する取締役の責任につき、当該取締役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、金1,000万円以上で予め定めた金額もしくは商法第266条19項各号に定める金額の合計額のいずれか高い金額を限度として、賠償の責めに任ずるべき旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(取締役の報酬) 第26条 <u>取締役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p>(報酬等) 第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p><新設></p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度に</u></p>

現行定款	変更案
	<p>において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (<u>役員</u>の員数) 第27条 当社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第29条 <現行通り></p>
<p>(<u>監査役</u>の選任) 第28条 当社の監査役は、株主総会において<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>(<u>選任方法</u>) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(<u>監査役</u>の任期) 第29条 監査役の任期は、<u>その就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時に満了する。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期) 第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役</u>の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(<u>常勤</u>の監査役) 第30条 監査役は、<u>互選により常勤</u>の監査役を定める。</p>	<p>(<u>常勤</u>の監査役) 第32条 監査役会は、<u>その決議によって常勤</u>の監査役を選定する。</p>
<p>(<u>監査役会</u>の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(<u>監査役会</u>の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招</p>

現行定款	変更案
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	< 削除 >
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 33 条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録して、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をしなければならぬ。</p>	< 削除 >
<p>(監査役の実任免除)</p> <p>第35条 当社は、監査役の実任につき、当該監査役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内で賠償の責めに任ずべき額を免除することができる。</p>	< 削除 >
<p>(監査役の報酬)</p> <p>第36条 監査役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	< 削除 >
< 新設 >	<p>(報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
< 新設 >	<p>(監査役の実任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の</p>

現行定款	変更案
	<p><u>限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第6章 計算 (<u>営業年度</u>) 第37条 当社の<u>営業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>	<p>第6章 計算 (<u>事業年度</u>) 第37条 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>
<p>(<u>利益配当</u>) 第38条 <u>利益配当金は、毎決算期末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>) 第38条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>(<u>中間配当</u>) 第39条 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(<u>中間配当</u>) 第39条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>
<p>(<u>配当金の除斥期間</u>) 第40条 <u>利益配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払を免れる。また、利益配当金には、この期間であっても利息を付さない。</u></p>	<p>(<u>配当金の除斥期間</u>) 第40条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

以上

< 本件に関するお問い合わせ先 >

クラビット株式会社 広報・IR 担当 Tel: 03-6439-3983